

「働き方改革関連法」に関する法律ごとの主な改正内容と施行日

関係法律 (※略称)	主な改正内容	施行日(適用日)				
		2019 4.1	2020 4.1	2021 4.1	2022 4.1	2023 4.1
①労働施策総合推進法※ 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」	題名を「雇用対策法」から改めた。					
	国が講ずる施策を追加	※2018.7.6施行				
	基本方針の策定					
②労働基準法	時間外労働の上限規制 (原則: 月45時間、年360時間。臨時的な特別な事情がある場合: 年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度。) ※自動車運転業務、建設事業、医師等について猶予					
	年次有給休暇の付与 (10日以上の労働者に対し、5日については、その時季を定めることにより与えなければならない。)					
	フレックスタイム制の拡充 (清算期間の上限を3か月にする。)					
	特定高度専門業務・成果型労働制 (高度プロフェッショナル制度)					
	中小事業主に対する1か月について60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率(50%以上)の適用猶予の廃止					
③労働安全衛生法	労働時間の状況の把握方法の法定化					
	産業医・産業保健機能の強化					
④じん肺法	労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの適正化					
⑤労働時間等設定改善法※ 「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」	勤務間インターバル制度(労働者の健康及び福祉を確保するために必要な終業から始業までの時間の設定を講ずるように努めなければならない。)					
⑥労働者派遣法※ 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」	派遣労働者と派遣先の通常の労働者との間の不合理な待遇差の禁止					
	待遇に関する情報提供義務					
	職務の内容等を勘案した賃金の決定					
	待遇についての説明義務					
	裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備					

関係法律 (※略称)	主な改正内容	施行日				
		2019 4.1	2020 4.1	2021 4.1	2022 4.1	2023 4.1
⑦パートタイム・ 有期雇用労働法 ※ 「短時間労働者及び 有期雇用労働者の 雇用管理の改善等 に関する法律」	題名を「パートタイム労働法」から改めた。 <u>(法律の規定の対象に有期雇用労働者を追加)</u>					
	正規・非正規労働者間の不合理な待遇差の禁止	→				
	通常の労働者と同視すべき短時間・有期雇用労働者の差別的取扱いの禁止					
	福利厚生施設の利用機会の付与					
	待遇についての説明義務の強化					
	指針の策定					
⑧労働契約法	期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止に関する規定の削除					

● 中小企業

※下表の「資本金の額又は出資の総額」か「常時使用する労働者の数」のいずれかを満たす企業が「中小企業」に該当します。

主たる事業	資本金の額又は出資の総額	常時使用する労働者の数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

● 各法律の担当部署（お問い合わせ先）

法律の名称	担当部署名	電話番号
労働基準法	長崎労働局 労働基準部 監督課	095-801-0030
労働安全衛生法、じん肺法	長崎労働局 労働基準部 健康安全課	095-801-0032
労働時間等設定改善法 パートタイム・有期雇用労働法 労働契約法	長崎労働局 雇用環境・均等室	095-801-0050
労働者派遣法	長崎労働局 職業安定部 需給調整事業室	095-801-0045